

事業名	県産材利用サステナブル住宅普及促進事業（新築住宅支援）
事業主体	宮城県

対象者	<input checked="" type="checkbox"/> 個人(持ち家)	<input type="checkbox"/> 個人(賃貸)	<input type="checkbox"/> 事業者				
対象工事	<input checked="" type="checkbox"/> 新築(建設)	<input type="checkbox"/> 改修・増築	<input type="checkbox"/> 購入				
カテゴリー	<input type="checkbox"/> バリアフリー化	<input type="checkbox"/> 省エネ化	<input checked="" type="checkbox"/> 環境対策	<input checked="" type="checkbox"/> 移住定住・子育て等支援	<input type="checkbox"/> 空家等対策	<input checked="" type="checkbox"/> 東日本大震災被災者向け	<input type="checkbox"/> その他

概要	<p>自ら居住用とするため、県内に新築の一戸建て木造住宅を建築する施主に対し、県産材及び県産JAS製品、優良品やぎ材使用量に応じて補助します。</p> <p>また、申請した新築住宅に県産材を使用した内装木質化や木製品の配備を行う場合は、併せて補助します。</p>
----	---

補助対象要件	<b>&lt;対象者&gt;</b>		
	次のいずれにも該当する方		
	①県内に自ら居住するために木造住宅を新築する方であること。		
	②県税の滞納のない方であること。		
	③建設現場を見学会など県産材PRの場に提供し、県産材住宅モニターとしてアンケートに協力できる方であること。		
④建築基準法における建築確認済証が交付済みであること。			
<b>&lt;対象住宅&gt;</b>			
区分	一般	特定災害により半壊以上罹災した住宅を再建する場合	
対象住宅	宮城県内に自ら居住用とする木造戸建て新築住宅であること。		
施工者	宮城県内に本社、支社や支店を有し、建設業法の許可を受けている業者が施工すること。		
木材使用量	主要構造部	主要構造部材に宮城県産材を60%以上かつ県産JAS製品又は優良品やぎ材を40%以上使用すること。	主要構造部材に宮城県産材を50%以上かつ8㎡以上使用すること。
	内装等	「内装等の補助を申請する場合」 内装木工事に、宮城県産材を1㎡以上かつ50%以上使用すること。 上記と同時に配備する木製品に宮城県産材を50%以上使用すること。	
事業の完了	令和5年3月31日（金）までに主要構造部材の施工が完了し、宮城県産材、県産JAS製品又は優良品やぎ材の使用量並びに現地の確認が可能であること。 （内装等を申請された場合は、内装等の施工が完了し、補助対象経費の支払いが令和5年3月31日（金）までに完了すること。）		
※木工事に着手する前に申請してください。			

<b>補助金額等</b>	◆補助金額					
	一般			特定災害により半壊以上 罹災した住宅を再建する場合		
	使用材積	補助金額		補助金額		
	宮城県産材 1㎡当たり	28,000円		新築住宅1棟当たり 一律500,000円		
県産JAS製品又は優良みやぎ材 1㎡当たり	8,000円					
上限500,000円						
◆申請した新築木造住宅の内装等に県産材を使用する場合、下記の補助率を乗じた金額の合計額も補助金の対象額とします。						
区分	対象経費	一般		子育て世帯又は 県外からの移住世帯		
		補助率	補助金額	補助率	補助金額	
内装・木製品 の配備等	木工事又は木製品 配備に要する経費	1/2 以内	上限30万円	3/4 以内	上限45万円	
※事業費が30万円以上のものが対象となります。						
<b>補助申請期間</b>	<b>&lt;申請受付期間&gt;</b> ・令和4年4月1日（金）から令和5年3月10日（金）まで先着順に交付申請書を受付します。 ・応募件数が予算の上限に達した時点で、募集を締め切ります。					
<b>その他</b>	申請の手引きや必要な書類の様式等は、宮城県林業振興課のホームページよりダウンロードできます。					
<b>ホームページ</b>	<b>&lt;宮城県林業振興課ホームページ（木造住宅の支援制度）&gt;</b> <a href="https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/ringyo-sk/sustainable1.html">https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/ringyo-sk/sustainable1.html</a>					
<b>お問合せ先</b>	宮城県水産林政部林業振興課 みやぎ材流通推進班 Tel : 022-211-2912 / Fax : 022-211-2919					

事業名	県産材利用サステナブル住宅普及促進事業（住宅リフォーム支援）
事業主体	宮城県

対象者	<input checked="" type="checkbox"/> 個人(持ち家)	<input type="checkbox"/> 個人(賃貸)	<input type="checkbox"/> 事業者				
対象工事	<input type="checkbox"/> 新築(建設)	<input checked="" type="checkbox"/> 改修・増築	<input type="checkbox"/> 購入				
カテゴリー	<input type="checkbox"/> バリアフリー化	<input type="checkbox"/> 省エネ化	<input checked="" type="checkbox"/> 環境対策	<input type="checkbox"/> 移住定住・子育て等支援	<input type="checkbox"/> 空家等対策	<input checked="" type="checkbox"/> 東日本大震災被災者向け	<input type="checkbox"/> その他

概要	県内の住宅をリフォームする建築主に対し、県産材の使用量に応じて補助します。
----	---------------------------------------

補助対象要件	<b>&lt;対象者&gt;</b> 次のいずれにも該当する方 ①県内の増改築等する住宅の建築主であること。 ②県税の滞納のない方であること。 ③建設現場を見学会など県産材PRの場に提供し、県産材住宅モニターとしてアンケートに協力できる方であること。 ④建築基準法における建築確認済証が交付済みであること（該当する場合のみ）。	
	<b>&lt;対象住宅&gt;</b>	
	区分	一般 特定災害により床上浸水 ・一部損壊以上罹災した住宅を再建する場合
	対象住宅	宮城県内に増改築等する住宅であること。
	施工者	宮城県内に本社、支社や支店を有し、建設業法の許可を受けている業者が施工すること。
	木材使用量	宮城県産材を5㎡以上使用すること。 宮城県産材を3㎡以上使用すること。
事業の完了	令和5年3月31日（金）までに主要構造部材等の施工が完了し、県産材の使用量及び現地の確認が可能であること。	
※木工事に着手する前に申請してください。		

補助金額等	◆補助金額	
	一般	特定災害により床上浸水 ・一部損壊以上罹災した住宅を再建する場合
	使用材積	補助金額
	宮城県産材 1㎡当たり	28,000円
上限200,000円		リフォームする住宅1棟当たり 一律200,000円

補助申請期間	<p>&lt;申請受付期間&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・令和4年4月1日（金）から令和5年3月10日（金）まで先着順に交付申請書を受付します。</li><li>・応募件数が予算の上限に達した時点で、募集を締め切ります。</li></ul> <p>&lt;応募件数&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・住宅リフォーム支援：約90件</li></ul>
その他	手引きや申請に必要な書類等は、宮城県林業振興課のホームページよりダウンロードできます。
ホームページ	<p>&lt;宮城県林業振興課ホームページ（住宅リフォームの支援制度）&gt;</p> <p><a href="https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/ringyo-sk/sustainable-reform-top.html">https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/ringyo-sk/sustainable-reform-top.html</a></p>
お問合せ先	宮城県水産林政部林業振興課 みやぎ材流通推進班 Tel：022-211-2912／Fax：022-211-2919

事業名	スマートエネルギー住宅普及促進事業補助金
事業主体	宮城県

対象者	<input checked="" type="checkbox"/> 個人(持ち家)	<input type="checkbox"/> 個人(賃貸)	<input type="checkbox"/> 事業者				
対象工事	<input checked="" type="checkbox"/> 新築(建設)	<input checked="" type="checkbox"/> 改修・増築	<input checked="" type="checkbox"/> 購入				
カテゴリー	<input type="checkbox"/> バリアフリー化	<input checked="" type="checkbox"/> 省エネ化	<input checked="" type="checkbox"/> 環境対策	<input type="checkbox"/> 移住定住・子育て等支援	<input type="checkbox"/> 空家等対策	<input type="checkbox"/> 東日本大震災被災者向け	<input type="checkbox"/> その他

概要	家庭における二酸化炭素排出量の一層の削減、及び災害時にも電気や熱を確保できる住まい（スマートエネルギー住宅）の普及を図るため、以下の補助対象設備等の導入又は施工をする方に対して、その費用の一部を補助します。
補助対象要件	<p>&lt;補助対象者&gt;</p> <p>次の（１）から（４）までの全てを満たす方</p> <p>（１）宮城県内に住所を有する個人又は宮城県内に本拠を置く法人（個人事業主を含む。）のいずれかであること</p> <p>（２）全ての県税に未納がないこと</p> <p>（３）暴力団員又は暴力団関係事業者に該当しないこと</p> <p>（４）太陽光発電システムの場合、「みやぎスマエネ倶楽部」に入会申込すること又は入会していること</p>
補助金額等	<p>①太陽光発電システム：4万円／件</p> <p>②地中熱ヒートポンプシステム：補助対象経費の1/5（上限50万円）</p> <p>③蓄電池：6万円／件</p> <p>④V2H（住宅用外部給電機器）：6万円／件</p> <p>⑤家庭用燃料電池（エネファーム）：10万円／件</p> <p>⑥既存住宅省エネルギー改修：改修部位・範囲により2千円～10万円</p> <p>⑦みやぎゼロエネルギー住宅：40万円／件</p>
補助申請期間	<p>一次募集：令和4年5月16日（月）～5月27日（金）</p> <p>二次募集：令和4年8月29日（月）～9月9日（金）</p> <p>三次募集：令和4年11月28日（月）～12月9日（金）</p>
その他	補助金交付要綱、手引き、申請書類等について、詳しくはホームページをご確認ください。
ホームページ	<a href="https://www.mkj.or.jp/subsidy/smart-energy">https://www.mkj.or.jp/subsidy/smart-energy</a>
お問合せ先	<p>（一財）宮城県建築住宅センター 住宅保証課</p> <p>TEL：022-265-3605／FAX：022-213-2789</p> <p>MAIL：sumaene@mkj.or.jp</p>

事業名	水災・地震保険等トライアル補助金
事業主体	宮城県

対象者	<input checked="" type="checkbox"/> 個人(持ち家)	<input checked="" type="checkbox"/> 個人(賃貸)	<input type="checkbox"/> 事業者				
対象工事	<input type="checkbox"/> 新築(建設)	<input type="checkbox"/> 改修・増築	<input type="checkbox"/> 購入				
カテゴリー	<input type="checkbox"/> バリアフリー化	<input type="checkbox"/> 省エネ化	<input type="checkbox"/> 環境対策	<input type="checkbox"/> 移住定住・子育て等支援	<input type="checkbox"/> 空家等対策	<input type="checkbox"/> 東日本大震災被災者向け	<input checked="" type="checkbox"/> その他

概要	<p>&lt;概要&gt; 水災保険（水災補償付き火災保険）、地震保険等への加入を支援することで、被災時における円滑かつ速やかな住宅の再建等に資することを目的に、新規加入者等の水災・地震保険等の保険（共済）掛金の一部を補助するもの</p>
補助対象要件	<p>&lt;補助対象となる保険等&gt;</p> <p>■住宅保険（共済） 新規加入した水災・地震に係る保険（共済）金額(※1)がいずれか200万円以上であること。</p> <p>■家財保険（共済） 新規加入した水災・地震に係る保険（共済）金額(※1)がいずれか50万円以上であること。</p> <p>(※1)ここでいう「保険（共済）金額」とは、水災又は地震被害時における受領保険（共済）金の限度額をいいます。 (※)保険（共済）金額が、住宅区分で200万円未満、家財区分で50万円未満の場合、補助の対象外とします。 (※)地震被害補償商品については、「地震保険料控除」の対象となる商品のみを補助対象とします。</p> <p>&lt;補助対象者&gt; 以下の①～⑤の全てを満たすこと</p> <p>①保険契約の始期が令和3年4月1日以降であること。（変更契約によって水災又は地震補償を追加した場合は、変更契約の始期が令和3年4月1日以降であること。）</p> <p>②水災又は地震補償を補償する保険等に新規加入した世帯であること。 ※建て替えに伴う契約は対象となります。 ※保険契約の見直し等により、保険対象金額が住宅部分で200万円を超えることとなる場合や、家財部分で50万円を超えることとなる場合も対象となります。 ※保険内容が変わらない継続更新契約や他社乗り換え契約は、契約証書等が新規発行されたとしても対象外となります。</p> <p>③加入した保険等の契約について、1年以上継続する予定であること。</p> <p>④宮城県内に存在し、かつ、申請者の居住を目的とする住家（家財保険の場合は家財を含む）を対象とする保険等に加入した世帯であること。 ※いわゆる店舗兼住宅（併用住宅）も対象となります。</p> <p>⑤過去に当該補助金を交付された世帯ではないこと。</p>
補助金額等	<p>初回に限り、保険（共済）掛金のうち、最大半年分（上限4,000円）の補助を受けることができます。</p> <p>■住宅保険等 保険（共済）掛金のうち1年分に相当する金額の2分の1又は3,000円のいずれか低い額</p> <p>■家財保険等 保険（共済）掛金のうち1年分に相当する金額の2分の1又は1,000円のいずれか低い額</p>

<b>補助申請期間</b>	令和5年3月10日（金）まで(必着) ※ただし予算の上限額に達し次第、受付を締め切らせていただきます。
<b>その他</b>	申請に必要な書類等は、宮城県復興・危機管理部復興・危機管理総務課のホームページよりダウンロードできます。
<b>ホームページ</b>	<a href="https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kikisom/insurance-trial.html">https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kikisom/insurance-trial.html</a>
<b>お問合せ先</b>	宮城県 復興・危機管理部 復興・危機管理総務課 災害援護班 Tel : 022-211-3433 / Fax : 022-211-3881 ※ご自身の加入されている保険（共済）内容が分からない場合は、お手数ですが契約会社にご確認願います。